

下記のとおり公募型プロポーザルを行いますので、公告します。

令和7年12月23日

豊田市長 太田 稔彦



## 1 委託する業務

(1) 業務名 障がい者優先調達法に係る共同受注窓口運営業務委託

### (2) 業務の概要

障がい者就労支援施設等の商品の安定供給確保に向けた共同受注窓口の開設並びに国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく地域での調達推進のための仕組みづくり及び事業運営を実施する。

(3) 履行期限 令和11年3月31日

(4) 提案限度額 32,256,000円（消費税込み）

（令和8年度：10,752,000円、令和9年度：10,752,000円、  
令和10年度：10,752,000円）

## 2 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者

(1) 公告日において、令和6・7年度の豊田市競争入札参加資格（物品等）を有する者であること。ただし、入札参加資格を有していない者については、次に掲げる書類を提出し、同等の資格があると認められる場合は、この限りでない。

ア 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

イ 納税証明書（国税）（未納が無いことの証明）

ウ 納税証明書（愛知県税）（未納が無いことの証明）

エ 納税証明書（豊田市税）（未納が無いことの証明）

（注）豊田市内（愛知県内）に事業所がない者等で納税証明書が受けられない場合は、「豊田市税（愛知県税）の納税義務がないことの申出書」を提出

（注）上記書類は、申請日において発行日から3か月以内のものとする。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

(4) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。

(5) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。

(6) このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人的関係がないこと（資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。）。

(7) 公告日において、次に掲げる条件を満たすこと。

- ア 愛知県内に本店、支店、営業所又は事業所を有する者であること（ただし、（1）に該当する者に限る。）。
- イ 令和2年4月以降、官公庁民間問わず発注の「共同受注窓口運営業務」で、元請として1件当たり税込金額500万円以上の履行実績を有する者であること。

### 3 業務説明資料等の交付

- (1) 交付期間 令和7年12月23日（火）から令和8年1月26日（月）まで（土・日曜日及び祝日を除く。）。
- (2) 交付場所 豊田市ホームページからダウンロード

### 4 参加表明書の提出及び参加資格の確認

- (1) 提出期限 令和8年1月15日（木）午後5時まで
- (2) 提出場所 豊田市役所福祉部障がい福祉課（東庁舎1階）
- (3) 提出方法 持参、郵送又はメール（提出期限必着）
- (4) 添付資料 参加資格要件（7）イが確認できる書類（契約書の写し等）

### 5 参加資格確認結果の通知

- (1) 通知期限 令和8年1月16日（金）
- (2) 通知方法 参加表明書提出者にメールにて行う。

### 6 質問の受付及び回答

- (1) 受付期限 令和8年1月15日（木）午後5時まで
- (2) 受付方法 持参、郵送又はメール（受付期限必着）
- (3) 回答 令和8年1月19日（月）までに参加者にメールにて行う。

### 7 提案書等の提出書類

A4サイズ片面10枚以内（見積書及び積算内訳書を除く。）に以下の内容を記載すること（提出部数は正本1部、副本8部）。副本については、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと。また、表紙や目次のほか、本文中にも記載しないこと。

#### （1）業務経歴

ア 法人概要

イ 令和2年4月以降、官公庁民間問わず発注の「共同受注窓口運営業務」で、元請として1件当たり税込金額500万円以上の履行実績一覧（業務名、発注者、請負金額、契約期間及び業務の概要等）

#### （2）業務担当体制

ア 業務担当責任者の経歴、共同受注窓口運営業務実績

イ 業務を受託した場合の業務体制

ウ 現在の手持ち業務など

#### （3）業務の実施方針

ア 業務のコンセプト

イ 業務遂行のための実施方針

ウ 障がい者就労支援施設等との連携方法

#### (4) 企画提案

- ア 障がい者の工賃向上に向けた取組への考え方
- イ 地域で気軽に商品が購入できる販売策
- ウ 障がい者就労支援施設等への商品企画力等向上支援策
- エ イベント販売における購買意欲向上の取組

#### (5) 工程計画

工程計画表及び工程計画どおりに実施するための工夫

#### (6) 見積書及び積算内訳書

### 8 提案書等の提出期限等

- (1) 提出期限 令和8年1月26日（月）午後5時まで
- (2) 提出場所 豊田市役所福祉部障がい福祉課（東庁舎1階）
- (3) 提出方法 持参又は郵送（提出期限必着）
- (4) その他 参加表明書の提出後に辞退する場合は、提案書等の提出期限までにその旨を文書（様式自由）に記載し、持参又は郵送（提出期限必着）により提出すること。

### 9 ヒアリング

- (1) 開催日時 令和8年2月4日（水）午前10時から正午までのうち指定する25分（指定時間は後日連絡）
- (2) 開催場所 豊田市役所 東65会議室（東庁舎6階）
- (3) 備考
  - ア 提出された企画書等に基づき1者25分（説明15分、質疑応答10分）のヒアリングを行う。説明は業務担当責任者が行うこと。
  - イ プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介を行わないこと。
  - ウ 出席者は3名以内とする。
  - エ 説明は提出資料のみとし、追加資料の持ち込みは認めない。
  - オ 説明方法は、プロジェクト等を使用せず、紙によるものとする。
  - カ 全参加者のヒアリング終了後、引き続き選考委員会を実施する。
  - キ 参加者が多い場合はヒアリングの日程、時間又は会議室を変更する場合がある。

### 10 評価基準

- (1) 下記項目のうち、アを事務局が採点し、イを選考委員が採点する。アの採点結果と各選考委員の採点結果の合計が最高得点の者を最優秀提案者として選定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。

- ア 業務実績及び実施体制（50点）【事務局評価】
  - (ア) 企業の業務実績（15点）
  - (イ) 業務担当者等の能力、担当体制（35点）
  - (ウ) 提案価格（50点）

## イ 業務実施計画等（90点）【選考委員評価】

(ア) 業務の実施方針（20点）

(イ) 企画提案（60点）

(ウ) 工程計画（5点）

(エ) 取組意欲等（5点）

※詳細は、別紙「評価基準」のとおり

(2) 最高得点の者が複数であった場合は、見積金額の安価な者を最優秀提案者として選定する。

(3) 提案者が一者の場合でも、最低基準点（330点）に達しない者は最優秀提案者として選定しない。

(4) 選考は、以下の5名の委員により行う。

委員長 豊田市福祉部 部長 水野 智弘

委員 障がい福祉 愛知県西三河北部圏域 地域アドバイザー 阪田 征彦

日本福祉大学 福祉経営学部 助教 平松 弘和

西三河北部障がい者就業・生活支援センター 室長 市川 繁夫

豊田市福祉部障がい福祉課 課長 福岡 進太

## 1 1 選考結果の通知及び契約

(1) 選考結果通知（予定）日 令和8年2月6日（金）

(2) 契約（予定）日 令和8年3月18日（水）

プロポーザルにより特定された者には、別途、契約課から見積書の提出を依頼する。

## 1 2 その他

(1) このプロポーザルに参加する費用の全ては、参加者の負担とする。

(2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) ヒアリング実施前の、選考委員との接触を禁止する。

(4) 最優秀提案者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、見積徴取の上、地方自治法施行令台167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。

(5) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点のもとの交渉するものとする。

ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき。

イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。

ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき。

エ 本市が最優秀提案者が委託業務を遂行することが困難と判断したとき。

(6) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

(7) 全ての提案者の社名、評価結果（得点）及び順位は、豊田市ホームページ等において

て公表する。

(8) 提案書、提出図書等に係る著作権は、第三者に帰属されるものを除き、提出者に帰属するものとする。ただし契約締結先の提案書、提出図書等に係る著作権は豊田市に帰属するものとする。

【問合せ先（提出先）】

〒471-8501 豊田市西町三丁目60番地

豊田市 福祉部 障がい福祉課 総務・計画担当（東庁舎1階）

電話 0565-34-6751（直通） FAX 0565-33-2940

メールアドレス [shougai\\_hu@city.toyota.aichi.jp](mailto:shougai_hu@city.toyota.aichi.jp)

別表

## 資本関係又は人的関係について

(1) 資本関係	<p>① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合</p> <p>② 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合</p>
(2) 人的関係	<p>① 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。</p> <p>1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役</p> <p>ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役</p> <p>ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役</p> <p>ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役</p> <p>2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役</p> <p>3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）</p> <p>4) 組合の理事</p> <p>5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者</p> <p>② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合</p> <p>③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p>
(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合	組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合